

平成17年3月17日(木曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	委員 長	武田浩	選挙管理委員会 農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局 長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局 長
小松仁一	農業委員会 事務局 長		
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局 長	安食俊博	局長補佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 調査係長

議事日程第5号

第1回定例会

平成17年3月17日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 2 議第 2号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 3 議第 3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第 4号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第 5号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 6 議第 6号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 7 議第 7号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 8 議第 8号 平成17年度寒河江市一般会計予算
- 〃 9 議第 9号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- 〃 10 議第10号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 11 議第11号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 12 議第12号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 13 議第13号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算
- 〃 14 議第14号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 15 議第15号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 16 議第16号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 17 議第17号 平成17年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 18 議第18号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 19 議第19号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 20 議第20号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第21号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議第22号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第23号 寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 〃 24 議第24号 寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について
- 〃 25 議第25号 寒河江市国際交流基金条例の廃止について
- 〃 26 議第26号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 27 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議第28号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第29号 寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について
- 〃 30 議第30号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について

- " 3 1 議第3 1号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について
 - " 3 2 議第3 2号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - " 3 3 議第3 3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - " 3 4 議第3 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - " 3 5 陳情第2号 だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情
 - " 3 6 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - " 3 7 質疑、討論、採決
 - " 3 8 議員派遣の件
 - " 3 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月25日及び3月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

平成17年3月第1回定例会

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、承認第1号から日程第35、陳情第2号までの35案件を一括議題といたします。

平成17年3月第1回定例会

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第36、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

平成17年3月第1回定例会

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時半から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号及び議第25号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分承認を求めることについて（平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「平場の幹線農道の除雪についてどのように考えているか伺いたい」との問いがあり、当局から「平場の農道除雪については、農家の方々自体の対応に任せておりますが、ことしのような雪の多く残った年については、農家の団体と話し合いをしながら今後検討する課題と思っております」との答弁がなされました。

承認第1号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「行革を進める中で、なぜ課をつくらなければならないのか、考え方を伺いたい」との問いがあり、当局から「ことし12月まで行革大綱をつくることとしておりますが、その後においても組織の見直しなど、次のステップに入らなければならないということで、それらに専念して専門的に事務を担当する課を設置しようとするものであります」との答弁がなされました。

議第19号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「役務の提供に関する契約期間をおおむね3年としている理由について伺いたい」との問いがあり、当局から「この契約は原則的に長期になるものでありますが、おおよそ3年をめぐり、その後における経費の削減やよりよいサービスの提供を受けるため、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するというものであります」との答弁がなされました。

議第23号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市国際交流基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「国際化が進む中で国際交流はますます必要なことと思うが、見解を伺いたい」との問いがあり、当局から「今の趨勢から見ますと、大勢の市民の方が自主的に積極的に海外に出かけているということから、行政としての役目は果たされたと思っております」との答弁がなされました。

議第25号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年3月第1回定例会

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第5号、議第6号、議第7号、議第26号、議第27号、陳情第2号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第5号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費の抑制策として後発医薬品等を医師に働きかけていくことについて」問いがあり、当局より「これまでは被保険者本人への医療費通知や保険事業の充実等を進めてきたところですが、今後はそういったことも考慮しながら医療機関との話し合いの機会も設けてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「寒河江市で医療費が大きくなっている病気の傾向について」問いがあり、当局より「本市の最近の傾向としては、脳卒中や高血圧、心臓病といった循環器系の病気が最も多くなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「天童のゆぴあと同じ200円になるということだが、ゆぴあは内外の施設がかなり充実しており、市民浴場の値上げとなると、駐車場を整備するとか、それなりの目的があるべきと思うが、値上げの具体的理由を伺いたい」との問いがあり、当局より「市民浴場は周辺に温泉施設がない時期に銭湯と位置づけて設置し、それなりのサービスをしてまいりましたが、周辺に新しい施設ができて利用者の感覚も変わって

まいりました。アンケート等をとった中でも、市民浴場のサービスが周辺より劣っているという意見、要望等がかなり多くありまして、それにこたえるべくサービスの向上を図りたいと考えたところです。それには費用もある程度かかりますので、利用者にも応分の負担をお願いせざるを得ないということです。さらに、収支状況についても、企業会計的に見ると赤字の状態になっており、これらのことを踏まえて今回値上げを提案させていただきました」との答弁がありました。

委員より「料金改定して17年度の利用者を何人見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「市外や県外からの利用者について若干影響が予想されますので、16年度見込みの36万人から2割程度減の30万人弱を見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「市民浴場については今後周辺のリゾーツ的施設のようにグレードアップさせていく方針をとるのか」との問いがあり、当局より「これまで銭湯という位置づけでまいりましたし、これからもそれは変わりないと考えております」との答弁がありました。

委員より「市民浴場関係の起債残高について」問いがあり、当局より「2,700万円程度です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「少子高齢化の現状や国の行財政改革を総合的に判断すると、この陳情の内容は余りにも極端であると思われ、私の意に反します」との意見がありました。

また、委員より「趣旨はわからないでもないが、これ以前に、これからの時代を考えると、介護予防に取り組んでいくべきで、その意味でこの願意は妥当とは認められない」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年3月第1回定例会

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号、議第4号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号及び議第34号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「全体の何%ぐらい残っているのか」との問いがあり、当局より「繰越分を除いてほぼ完了に近い状況です」との答弁がありました。

議第3号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りますが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地改良区と限定すると、若い人や後継者を育てるという点で心配があるのではないか」との問いがあり、当局より「法律の改正があり、認定農業者、担い手などの利用集積を図るため、そのため土地改良区も入れた方が集積を進めやすいということで団体を加えたものであり、議会推薦の枠については第2号ということでそのままです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第29号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「廃止になった場合、全員で協議するようになるのか」との問いがあり、当局より「内部でそれにかわる任意の審議機関を設けたいと思っております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第31号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「既に住宅を建てている人たちはそういう方向で建てているのか」との問いがあり、当局より「今回の内容は建築協定と全く同じであり、これから建てられる方に対して説明していこうとするものであります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第32号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年3月第1回定例会

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

平成17年3月第1回定例会

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後2時40分から本議場において、委員20名中18名出席、当局から市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもとに開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、議第8号平成17年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第10号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第11号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第12号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第13号平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第14号平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第15号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第16号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第17号平成17年度寒河江市立病院事業会計予算、議第18号平成17年度寒河江市水道事業会計予算であります。12案件を一括議題として、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第2号については、一つ、平成16年度に退職が予定される職種別の人数について。一つ、道路新設改良費の公有財産購入費の内訳について。

議第8号については、一つ、市役所に設置させている郵便ポストの使用料について。一つ、県からの最上川ふるさと総合公園管理委託金について。一つ、フローラ・S A G A Eの過年度分未収金について。一つ、今後の寒河江服装専門学校への市の対応について。一つ、財産の寄附行為に対する今後の対応について。一つ、健康づくり計画検討委員会について。一つ、介護予防、地域支え合い事業について。一つ、脳卒中予防検診事業負担金について。一つ、市民浴場の実態とこれまでの収支状況について。一つ、ごみ収集の委託について。一つ、農業用使用済みプラスチック等の処分について。一つ、葉山登山道について。一つ、花咲かフェアINさがえの入場協力金とごみの処分について。一つ、全般的な教育問題に係る検討委員会の設置について。一つ、起債の許可制について。

議第10号については、一つ、山形県市町村退職手当組合負担金について。

議第12号については、一つ、国民健康保険税率改正の内容について。一つ、国民健康保険証の発行について。

議第17号については、一つ、特別昇給についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第9号、議第11号、議第13号から議第16号まで、議第18号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をいたしました。

次に、3月15日午前9時30分から本議場において、委員20名全員出席、当局から市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第2号から日程第12、議第18号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑、 討 論、 採 決

佐竹敬一議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択ですので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

議 員 派 遣 の 件

佐竹敬一議長 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思いません。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の
閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成17年3月第1回定例会

閉 会 午前10時25分

佐竹敬一議長 これにて、平成17年第1回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

同 上 那 須 稔